

武雄市 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

人と地域がつなぐ明るく安全・安心なまちづくり



令和7年3月

武雄市・武雄市社会福祉協議会

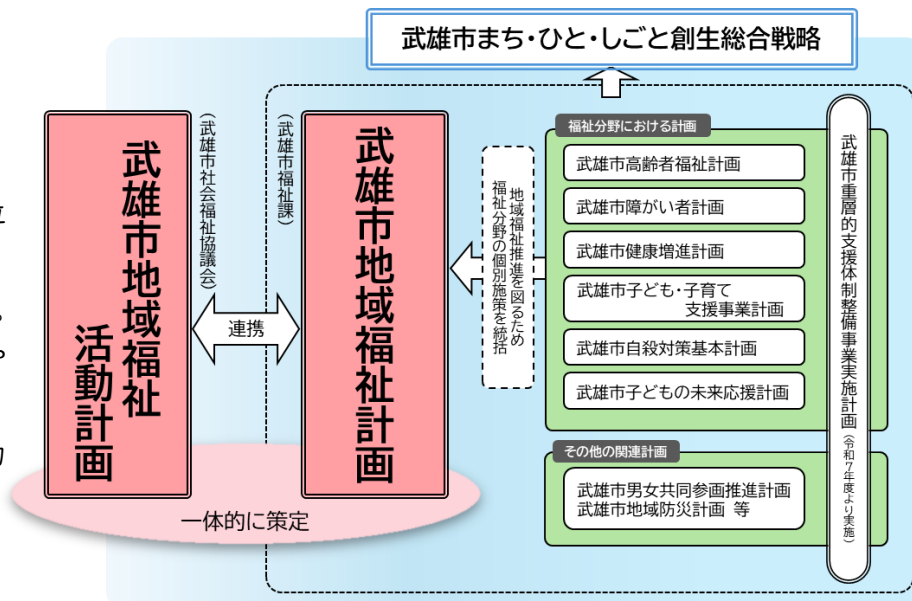
計画策定の趣旨

地域の高齢者や障がい者、子育て世帯などの支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる課題解決を図ることを目指します。

位置づけ

武雄市地域福祉計画は、「第3期武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とし、さらに、武雄市における各福祉分野の総合的な計画として位置づけます。

また、この計画を実行するための活動や行動のあり方を定める「武雄市地域福祉活動計画」についても一体的に策定し、効果的に事業を行います。



「地域福祉」とは

健やかに楽しく生活することは、住民の誰もが願っていることです。

福祉に問題を抱えた人を社会福祉施設だけで受け止めるという考え方はなく、地域住民や福祉関係者などが協力してその問題を解決しながら、住み慣れた地域や家で生活が送れるようにするという考え方です。



【基本理念】

【基本目標・施策名】

人と地域
安心が
つな
まな
ぐ
づ
り
く
安
全
・

基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり

(1) ネットワークづくり

(2) 福祉の担い手づくり

(3) 地域で暮らせる拠点づくり

基本目標2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスを提供する仕組みづくり

(1) 権利擁護

(2) 子ども・子育て支援

(3) 高齢者支援の充実

(4) 健康づくりの推進

(5) 障がい者への支援

(6) 男女共同参画の推進

(7) 生活困窮者の自立支援

(8) 福祉に関する相談・支援体制の充実 (重点項目)

基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 虐待防止対策

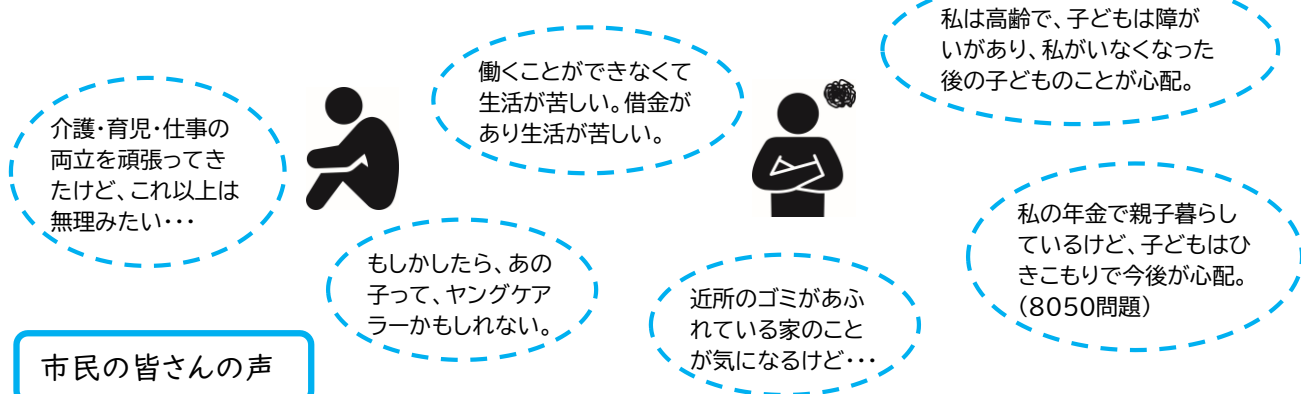
(2) 災害対策

(3) ユニバーサルデザインの推進

(4) 再犯防止対策 (武雄市再犯防止推進計画)

地域のさまざまな生活課題

○地域住民の「つながり」や「支え合う力」が弱くなっている中、いくつかの悩みや困りごとを自分一人や家族だけでかかえるケースが増えてきています。



市民の皆さんの声

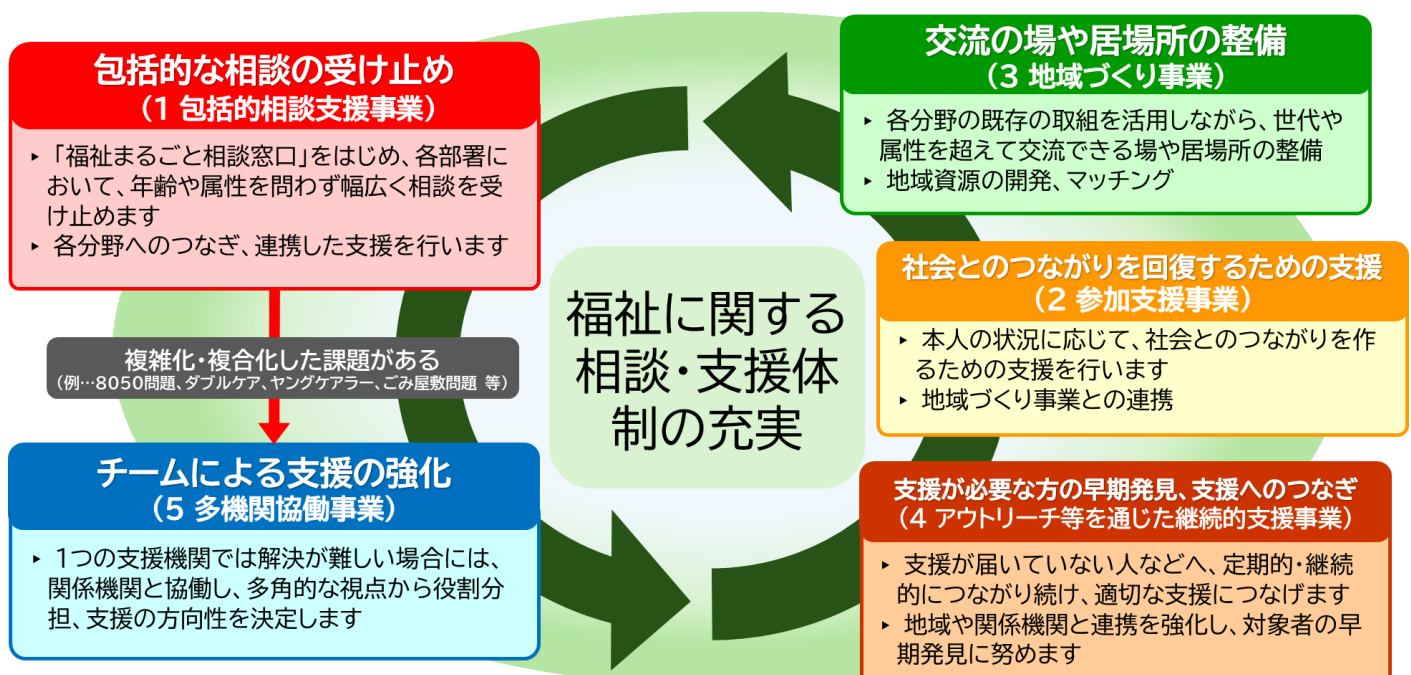
○住民アンケート、関係団体アンケート、計画策定委員会などで多くの市民の皆さんから生活課題や解決への取り組みについて意見をもらい、計画に活かしました。

- ・困っている人がいれば、住民同士の助け合いや支え合いは必要だと思う。
- ・住民同士の支え合いとして、日常の声掛けや見守り、話し相手などできると思う。
- ・自分や家族の健康、生活費などの経済的なこと、仕事や介護に関する悩みがある。
- ・悩みを市役所や社協に相談することについて、個人情報話すことや担当者が話を聞いてくれるか等の不安がある。
- ・福祉サービスに関する情報の入手方法がわからない。自分の周りに情報を教えてくれる人がいない。
- ・地域活動やボランティアには、時間的な余裕がなくなった、健康や体力に自信がなくなった等の理由で参加していない。
- ・福祉は、行政と住民が連携しながら、協力して支え合うことが大事だと思う。



重点項目 ◇福祉に関する相談・支援体制の充実◇

本計画の重点項目として、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため「福祉に関する相談・支援体制の充実」を図ります。そのための施策として、包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）に取り組めます。



「人と地域がつながり明るく安全・安心なまちづくり」のための取り組み

自分や家族ができること

- ・あいさつや声かけなど、普段から家庭や地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。
- ・地域の活動や行事に積極的に参加するよう心がけ、顔の見える関係づくりに努めましょう。
- ・自分や家族だけでは解決できない問題や悩み、不安等について、一人で抱え込まずに、身近な人や支援者に相談しましょう。
- ・福祉に関するサービス等について、市報やホームページで情報を収集しましょう。
- ・自分の好きな趣味や活動を継続し、ストレスをため込まないようにしましょう。

隣近所や地域で取り組むこと

- ・隣近所で気にかかる人がいるときは、見守りを心がけましょう。
- ・認知症や障がいなどで支援が必要な人やその家族への理解を深め、地域で見守りましょう。
- ・多くの人と交流の機会を持てるよう、地域行事や交流の場等へ参加しやすい雰囲気づくりや、誘い合いに心がけましょう。
- ・自治会や民生委員・児童委員、地域の団体等は、市民に身近な存在であり、支援が必要だと思われる人や世帯に気づいたときは、行政や社会福祉協議会への「つなぎ」の役割が期待されます。
- ・虐待かもと思った時など、警察や児童相談所、市などにすぐに連絡しましょう。



社会福祉協議会が取り組むこと

- ・「お互いさと言えあたたかいまちづくり」を基本理念に、だれもが住みなれた家庭や地域で安心して生活が送れるよう、引き続き、地域住民や関係機関と連携し、地域の福祉事業に取り組んでいきます。
- ・地域福祉の推進を担う民間の組織としての知識や経験、社会資源とのネットワークを活かし、地域福祉の課題を受け止め、相談・支援を行い解決につなげます。

市が取り組むこと

- ・地域福祉の向上を図るため、地域での体制（ネットワーク）、連携を推進していき、お互いが支え合うことにより、その地域に住むすべての人に居場所と出番のある拠点づくりを目指します。
- ・住民一人ひとりが必要とするサービスを地域と行政が連携した中で提供できる仕組みづくりを推進していきます。また、複雑化・複合化した課題の解決に向けて、アウトリーチによる支援を進め、包括的な相談支援体制の整備に取り組めます。
- ・近年、日本各地で大規模な災害が多発していることや、子どもへの虐待、自殺などが増加する中で、誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことのできる「生活の場」としての整備を進めます。

本計画の取組期間

計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
武雄市地域福祉計画	第2期					第3期(地域福祉計画) 第5次(地域福祉活動計画)					次 期 計 画
武雄市地域福祉活動計画	第4次										

※地域福祉計画・地域福祉活動計画一体化（R7～）